

# 農業経営改善関係資金制度

(農業経営改善関係資金基本要綱で規定する資金)

## 1 制度の概要

農業者にとってわかりやすく使いやすい制度資金とすることが本制度のねらい。

- ◇ 融資手続きの一元化:どの資金でもよいから有利な資金を利用したい場合、農業者は日頃取引のある金融機関に書類を提出すれば、関係機関が相互に連携して融資審査を行い、適切な資金が融資される。
- ◇ 融資審査をクリアした担い手農業者には、一定金額までは担保・保証人なしで機関保証をつける。

## 2 対象資金(要綱第2)

区分	日本政策金融公庫資金		農業近代化資金		農業改良資金	
	スーパーL資金	経営体育成強化資金	認定農業者向け資金	その他		
対象・性格	担い手農業者の経営改善のための資金				新技術・新作物導入等のための資金	
	規模が大きく償還に長期間を要するもの		農業経営で必要となる一般的なもの			
融資機関	日本政策金融公庫		農協・信連・銀行等		農協等・長野県	
対象者	認定農業者	認定農業者以外の担い手	認定農業者	認定農業者以外の担い手	認定農業者	認定農業者以外の担い手
資金使途	施設、機械、 運転資金、農地取得	同左 (運転資金は一部のみ)	施設、機械、 運転資金	同左 (集落営農組織以外の運転資金は一部のみ)	施設、機械、 運転資金	同左 (運転資金は一部のみ)
貸付利率(%)	(A) 0.40 ～ 1.15	(B) 貸付当初5年間 無利子	1.30	(C) 0.40 ～ 1.00	(D) 貸付当初5年間 無利子	1.30
償還期限	25(10)年	25(3)年	15(7)年	15(3)年	10(3)年	
貸付限度額	個人 1.5 億円 法人 5 億円 (法人規模に応じて増加できる)	個人 1.5 億円 法人 5 億円	個人 1,800 万円 特認 1 億円 法人 2 億円	個人 1,800 万円 特認 1 億円 法人 2 億円	個人 1,800 万円 法人 5,000 万円	
融資率	100%	80%	100%	80%	100%	80%

(注1) 貸付利率は平成 22 年 8 月 18 日現在。(A)(C)は償還期限別、(B)(D)は無利子化措置(H22.4.23～H23.3.31 までの貸付に対し、貸付当初 5 年間に伴う貸付利率

(A) 500 万円以下、限度額超の場合 (B) 500 万円超で限度額(個人1億円、法人3億円)までの場合

(C) 500 万円以下の場合 (D) 500 万円超で限度額(個人 1,800 万円、法人 3,600 万円)までの場合

(注2) 認定農業者向け農業近代化資金の貸付利率及び融資率の特例適用の限度額は、個人 1,800 万円、法人 3,600 万円まで

(注3) 償還期限の括弧書きは据置期間

## 3 貸付対象者

- ① 認定農業者
- ② 認定就農者
- ③ 主業農業者(農業所得や農業粗収益について、一定の要件を満たす者)
- ④ 上記①～③の農業者と家族協定を締結している農業者
- ⑤ 集落営農組織
- ⑥ 上記①～④の者を主たる構成員とし、⑤でない任意団体
- ⑦ エコファーマー(エコファーマーとして借りることができるのは農業改良資金のみ)